

公益社団法人日本認知症グループホーム協会定款施行規程

平成22年4月1日制定
平成24年6月15日一部改正
平成26年6月20日一部改正
平成28年6月17日一部改正
平成28年11月18日一部改正
平成29年6月23日一部改正
平成29年11月18日一部改正

(入会等)

第1条 公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「本協会」という。）に入会しようとする者は、定款第5条第1項の規定に基づき、会員種別に応じ、正会員入会申込書（様式1）、準会員入会申込書（様式2）又は賛助会員入会申込書（様式3）を、それぞれ会長に提出しなければならない。この場合において、正会員入会申込書及び準会員入会申込書は、支部長の下承を経て会長に提出するものとする。

- 2 準会員は、グループホームに係る指定があったときは、すみやかに、変更届（正会員）（様式4）を会長に提出しなければならない。
- 3 入会時の登録事項等に変更があったときは、変更届（様式5）を、すみやかに支部長を経て、会長に提出しなければならない。
- 4 特段の事情がある場合は、当該グループホームの事業者の代表者が、当該グループホームの経営及び管理運営に責任を持つ者を入会申込者として指定することとし、定款第5条第1項第1号に規定する代表者が指定する者（様式6）とすることができる。
- 5 会員変更については、会長においてその可否を決定し、変更を認めたい事情のある場合は、当該グループホームの申請者にその旨を伝え、再手続きを依頼することができる。

(退会等)

第2条 会員が協会を退会しようとするときは、退会届（様式7）を会長に提出しなければならない。ただし、正会員及び準会員の退会届は、支部長を経て会長に提出するものとする。

(会員名簿)

第3条 会員名簿は、毎年、10月31日在籍会員をもって作成する。

(支部及びブロック)

第4条 支部及びブロックは、当該支部及びブロックにおいて、定款第3条の目的を達成するため、協会の定款の定めるところにより設置する。

- 2 支部及びブロックは、当該支部及びブロックにおいて、定款第4条に定めた事業を広く普及するための活動を行なうものとする。
- 3 定款第53条第1項の規定によるブロックは、別表のとおりとする。
- 4 支部及びブロックは、当該支部又はブロックに所属する協会の正会員をもって構成す

る。

(支部長)

第5条 支部長及び支部役員は、当該支部の正会員による総会（以下「役員改選支部総会」という。）において選出する。

- 2 前項の役員改選支部総会は、2年に1度3月末（特別の事情がある場合には、会長が定めた日）までに開催しなければならない。
- 3 支部長が欠けたとき（任期満了を含む）又は事故があるときは、当該支部の正会員のうち、あらかじめ指定された者が、その職務を代行する。
- 4 支部長は、役員改選支部総会を招集し、次期支部長及び支部役員を選出し、会長に届け出なければならない。
- 5 支部長は、支部を代表し、法令及び定款で定めるところにより、支部総会に決定に基づいて、支部の業務を執行する。
- 6 第1項で規定する支部長及び支部役員の任期は、選任当該年の4月1日（前任者の退任後に選任された場合には選任日）から翌々年の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で新たに支部長及び支部役員を選任する必要がある場合、新たに選任された支部長及び支部役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 支部長の選任は支部総会において、支部正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の賛否をもって行う。
- 8 支部総会に出席できない支部正会員は、書面をもって表決することができる。この場合その正会員は出席したものとみなす。

(ブロック長)

第6条 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部長及び代議員（以下「ブロック代表者会」という。）の互選により選出する。

- 2 前項のブロック代表者会は、2年に1度4月末（特別の事情がある場合には、会長が定めた日）までに開催しなければならない。
- 3 ブロック長が欠けたとき（任期満了も含む）又は事故があるときは、当該ブロックの支部長のうち、あらかじめ指定された者が、その職務を代行する。
- 4 ブロック長は、ブロック代表者会を招集し、次期ブロック長を選出し、会長に届け出なければならない。
- 5 ブロック代表会の議長は、ブロック長が務め、副議長は支部長及び代議員の互選により選出し、第2項に規定するブロック代表会まで、その任に当たる。
- 6 ブロック長は、法令及び定款で定めるところにより、ブロック代表者会の決定に基づいて、ブロックの業務を執行する。
- 7 第1項で規定するブロック長の任期は、選任当該年の5月1日（前任者の退任後に選任された場合には選任日）から翌々年の4月末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で新たにブロック長を選任する必要がある場合、新たに選任されたブロック長の任期は前任者の残任期間とする。

(支部総会議長及び副議長)

第7条 支部総会の議長及び副議長は、支部総会の決議において、支部正会員の中から選

任するものとし役員改選支部総会まで、その任に当たる。

(代議員定数)

第8条 理事会は、代議員の任期が満了する前年の10月末日現在の正会員数に基づき、代議員定数を決定する。

- 2 会長は、前項の代議員定数決定後遅滞なく、当該代議員定数を各支部長及び支部未設置県正会員に通知するものとする。
- 3 定款第11条第8項で規定する予備代議員の定数は、代議員と同数とする。

(代議員選挙)

第9条 支部長（支部未設置県においては会長）は、代議員選挙を行うときは、選挙日の50日（特別の事情がある場合には、会長が定めた期間）前の日までに、代議員の選任を行う支部総会の開催期日及び代議員立候補届出期限（会長が別に定めない限り、第11条第3項に規定する役員立候補届出期限と同一日とする。）を各都道府県正会員に通知（以下「代議員改選公示」という。）しなければならない。

- 2 代議員になろうとする正会員は、前項によって通知された代議員立候補届出期限までに、略歴を添え、文書をもって支部長（支部未設置県においては会長）に届けなければならない。
- 3 代議員の立候補届を提出した者は、役員の立候補届を併せて提出することはできない。
- 4 支部長（支部未設置県においては社員総会議長及び副議長）は、代議員立候補届出期限までに、代議員になろうとする者がいない場合又は候補者が各都道府県の代議員定数に満たない場合は、各都道府県正会員の中から各都道府県の代議員定数を満たすよう代議員候補者を選定することができる。
- 5 支部長は、第2項の規程による代議員立候補届出を受理したときは、候補者の資格審査を代議員選挙管理委員会に委嘱し、第1項で規定する支部総会の14日前までに、開催通知に代議員候補者一覧を添え、支部正会員に通知しなければならない。会長は、第2項の規程による立候補届出を受理したときは、候補者の資格審査を代議員選挙管理委員会に委嘱し、書面表決の期限の14日前までに、書面表決についての通知に代議員候補者一覧を添え、各支部未設置県の正会員に通知しなければならない。
- 6 代議員の選任は支部総会（支部未設置県においては会長が実施する書面表決）において、各都道府県正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の賛否をもって行う。ただし、代議員の候補者が当該都道府県の定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 7 予備代議員の選任は、前6項を準用する。
- 8 正会員は、書面をもって表決することができる。この場合その正会員は、出席したものとみなす。
- 9 支部長は、選任された代議員及び予備代議員を直ちに会長に届けるとともに、当該ブロック長に通知をしなければならない。支部未設置県について、会長は、選任された代議員及び予備代議員をブロック長に通知しなければならない。
- 10 代議員及び予備代議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

- 1 1 代議員立候補届出期限の経過後、速やかに支部（支部未設置県においては本協会）に代議員選挙管理委員会を設置するものとする。
- 1 2 任期の途中で新たに代議員又は予備代議員を選任する必要がある場合、支部総会（支部未設置県においては会長が実施する書面表決）において代議員又は予備代議員を選任することができる。ただし、選任された代議員及び予備代議員の任期は前任者の残任期間とする。

（代議員選挙が実施されない場合）

- 第10条 社員総会の招集通知の発出日までに代議員選挙が実施されなかった都道府県は当該社員総会において、召集通知発出時点の代議員を当該都道府県の社員として取り扱う。
- 2 社員総会の招集通知の発出日までに代議員が定数に満たない都道府県については、当該社員総会において、当該発出日までに選任された代議員についてのみ社員として取り扱う。

（役員立候補届出等）

- 第11条 会長は、理事会の決議に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選挙をしようとするときは、役員選挙日の4か月（特別の事情がある場合には、会長が定めた期間）前の応当日までに、役員選任を行う社員総会の開催期日を全正会員に通知（以下「役員改選公示」という。）しなければならない。
- 2 ブロック長は、役員改選公示を受け、ブロック理事候補者を選出するブロック代表者会の開催期日を当該ブロックの支部長及び代議員に通知しなければならない。
 - 3 会長、ブロック理事及び監事になろうとする者は、役員改選公示の1か月（特別の事情がある場合には、会長が定めた期間）後の応当日以降で会長が定める日（以下「役員立候補届出期限」という。）までに、略歴を添えその旨を支部長に届けなければならない。なお、会長候補者及びブロック理事候補者については、支部総会において推薦を受けることができる。当該支部総会の開催期日は、第9条第1項の規定を準用する。
 - 4 会長、ブロック理事及び監事の立候補届出を提出した者は、代議員立候補届を併せて提出することはできない。
 - 5 会長候補者は、自己が推薦する学識理事候補者一覧及び各候補者の略歴を役員改選公示の3か月（特別の事情がある場合には、会長が定めた期間）後の応当日以降で会長が定めた日までに会長に届け出なければならない。
 - 6 代議員又は予備代議員が、社員総会で役員として選任された場合、当該社員総会の終結時をもって代議員又は予備代議員の資格を失う。この場合、当該代議員又は当該予備代議員は、役員候補者となったときにその旨を支部長に届け出るものとする。
 - 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当する者は役員に立候補することができない。

（役員候補者の選出等）

- 第12条 支部長は前条第3項の届出を受理したときには、支部総会において、支部とし

て推薦する会長候補者及びブロック理事候補者を選出しなければならない。

- 2 支部長は、支部総会後直ちに、ブロック理事候補者の種類を付して、会長候補者及び監事候補者はブロック長を経て会長に、ブロック理事候補者はブロック長に、関係書類を添え届け出なければならない。

(ブロック代表者会)

第13条 ブロック代表者会は、役員立候補届出期限までに、ブロック理事候補者がいない場合、又は、理事会で定めるブロック推薦理事候補者の数(別表)を満たさない場合は、ブロック正会員の中から、第4項で規定する方法により、ブロック推薦理事候補者の数を満たすようブロック理事候補者を選定することができる。

- 2 ブロック長は、ブロック代表者会の14日前までに、開催通知にブロック理事候補者一覧(前項の規定によりブロック理事候補者を選定する場合において、その候補者がいるときは、その候補者の一覧)を添え、当該ブロックの支部長及び代議員に通知しなければならない。

- 3 ブロック代表者会の定数は、当該ブロックの支部長及び代議員数の合計数を定数とする。ただし、支部長が代議員と兼職している場合は、ブロックの支部長合計数から兼職支部長数を減じたものを当該ブロックの定数(予備代議員である支部長が、次項の代理人として出席する場合も同様とする。)とする。

なお、ブロック代表者会議長の決議については、定款第19条第1項の規程を適用する。

- 4 ブロック代表者会は、当該ブロックの支部長及び代議員又はその代理人(予備代議員を代理人とすることができる。)の過半数が出席し、出席した支部長及び代議員又は代理人(予備代議員を代理人にすることができる。)の過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に別表で定める数の枠に達した者をブロックが推薦するブロック理事候補者(以下「ブロック推薦理事候補者」という。)として選出しなければならない。なお、決議の前には所信表明の機会(書面も可とする。)を与えるものとする。

- 5 ブロック代表者会に出席できない支部長及び代議員は、書面をもって表決することができる。この場合はその支部長及び代議員は、出席したものとみなす。

- 6 ブロック長は、ブロック代表者会の後直ちに、ブロック理事候補者の種類を付して、ブロック理事候補者一覧に關係書類を添え、会長に届けるものとする。

- 7 会長は、ブロック推薦理事候補者のうち会長候補者がいない場合は、役員選任期日の30日(特別の事情がある場合には、会長が定め期間)前までにブロック推薦理事候補者を招集し、会長候補者について互選を依頼するものとする。

- 8 監事候補者を推薦する5名以上の社員は、役員立候補届出期限までに当該候補者の略歴を添え、会長に推薦するものとする。

- 9 社員総会議長及び副議長は、役員立候補届出期限までに監事候補者がいない場合は、当該候補者の略歴を添え、会長に推薦するものとする。

(役員を選任等)

第14条 会長は、会長候補者及びブロック理事候補者の届出を受理したときは、当該候

補者の資格審査を役員選挙管理委員会に委嘱し、その上で、選出の種類を付した役員候補者等一覧を作成し、役員選任期日の14日前までに、社員及び正会員に通知しなければならない。なお、役員候補者一覧とは、会長候補者、ブロック理事候補者、会長候補者が推薦する学識理事候補者又は監事候補者の一覧表をいう。

- 2 会長は、資格審査の結果候補者の資格に疑義が生じたときは、資格の有無につき、理事会の議を経て、役員選任期日の前日までに資格の有無を決定しなければならない。
- 3 役員候補者は、社員総会までの間に、自らの意思により立候補を辞退することができる。

第15条 ブロック理事の定数は、19名以内とし、社員総会の決議によって選任する。各ブロック理事の定数は、役員の任期が満了する前年の10月末日現在の正会員を基準として、ブロック理事の定数の範囲以内において、理事会の決議によって、各ブロック理事の定数を算出する。ただし、第4項の決議により選出された会長候補者がブロック推薦理事候補者でない場合は、当該定数に1を加え、ブロック理事の定数を20名以内とする。

- 2 会長は、各ブロック理事の定数の決定速やかに各支部長及び各ブロック長に当該定数を通知するものとする。

- 3 学識理事の定数は、6名以内とし、次項の決議により選出された会長候補者の推薦に基づき、社員総会の決議によって選任する。ただし、第4項の決議により選出された会長候補者がブロック推薦理事候補者でない場合は、学識理事の定数5名以内とする。

- 4 定款第25条第2項ただし書で規定する会長候補者がある場合は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会の決議によって当該候補者を会長として選定する。ただし、複数の会長候補者がいる場合、1位の得票者が社員の過半数に達しないときには、上位2名の候補者について、現に出席している社員の投票により過半数の得票を得た者を、社員総会の決議により選出された会長候補者とする。

- 5 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

- 6 投票において、所定の用紙を用いないもの又は当該候補者のいずれに対して記載したか確認しがたいもの若しくは当該候補者でない者の氏名を記載したものを投票した場合は、これを無効とする。

- 7 社員総会議長は、役員選挙管理委員会の中から2名及び監事1名以上の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立ち会わなければならない。

- 8 補欠の理事については、ブロック理事が欠けることとなったときは、当該ブロック理事が選出されたブロックにおいて、ブロック代表者がブロック正会員の中から後任のブロック理事候補者を選定し、学識理事が欠けることとなったときは、会長が学識理事候補者を選定し、社員総会の決議により補欠の理事を選任することができる。

- 9 定款第11条第7項で規定する代議員は、補欠理事の選出及び選任の決議に加わることはできない。

- 10 補欠の監事については、社員総会議長及び社員総会副議長が後任の監事候補者を選定し、社員総会の決議により補欠の監事を選任することができる。

(役員選挙管理委員会)

第16条 役員立候補届出期限後速やかに、本協会に役員選挙管理委員会を置く。

- 2 役員選挙管理委員会の定員は8名とし、選挙の都度、役員立候補者、役員、代議員以外の正会員より、ブロックごとに1名推薦し、会長が委嘱する。
- 3 役員選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

(役員選定理事会)

第17条 定款第36条第4項で規定する理事会は、理事の互選により仮議長を選出し、仮議長は、会長選定の議事にあたる。

- 2 会長選定後の議長は、会長がこれにあたり、会長の推薦又は理事の互選により、副会長及び常務理事の選定並びに定款第37条第1項ただし書に規定する理事を指名する。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成24年6月15日から施行する。
- 2 この規程の改正時に現任する支部長及び支部役員の任期は、平成25年3月末日までとする。

附則

- 1 この規程の改正は、平成26年6月20日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成28年6月17日から施行する。

附則

- 1 平成28年11月18日理事会において、別表の関東・甲信越ブロックは1増、四国ブロック1減とした。

附則

- 1 この規程の改正は、平成29年6月23日から施行する。

(別表)

ブロック及びブロックが推薦できるブロック推薦理事候補者の数

ブロック名	都道府県	ブロック推薦理事候補者の数
北海道	<u>北海道</u>	1 以内
東 北	<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</u>	3 以内
関東・甲信越	<u>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県</u>	4 以内
東海・北陸	<u>富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</u>	3 以内
近 畿	<u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</u>	2 以内
中 国	<u>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</u>	2 以内
四 国	<u>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</u>	1 以内
九 州	<u>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</u>	3 以内
合 計		1 9 以内

入会申込書（正会員）

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)
法人・団体名

(ふりがな)
代表者氏名

印

私は貴協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

◆会員事業主体についての項目

※重要なご案内をお送りいたしますので E-mail 含めて必ずご記入くださいますようお願い致します。

法人種別		(ふりがな) 法人名	
(ふりがな) 代表者肩書		(ふりがな) 代表者名	
(ふりがな) 担当者名			
事業主体住所	〒		
TEL / FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入ください			

◆郵送物・FAX・E-mail 送付先（社員総会案内など会員宛て資料等の送付先）

郵送物・FAX 送付先	<input type="checkbox"/> 会員事業主体住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 (下記へご記入下さい) ※いずれかに✓をいれてください	
郵送物・FAX・E-mail 会員宛て重要案内 送付先情報	送付先名:	ご担当者:
	送付先住所: 〒	
	TEL:	FAX:
	E-Mail :	

◆請求書送付先

請求書送付先	<input type="checkbox"/> 会員事業主体住所 <input type="checkbox"/> グループホーム住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 (下記へご記入下さい) ※いずれかに✓をいれてください	
請求書 送付先情報	送付先名:	ご担当者:
	送付先住所: 〒	
	TEL:	FAX:

※4ユニット以上の正会員につきましては、事業所ごとの請求書送付は対応致しかねますのでご了承ください。

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8 階

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

◆TEL:03-5366-2157 ◆FAX:03-5366-2158

様式 1

◆事業所についての項目

(ふりがな) グループホーム名			
介護保険事業者番号	※必須 9桁 or10桁	ユニット数: 定員数:	ユニット 名 ※必須
(ふりがな) 管理者名	開設年月日	西暦 年 月 日	
グループホーム 住所	〒		
TEL / FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入ください			

(ふりがな) グループホーム名			
介護保険事業者番号	※必須 9桁 or10桁	ユニット数: 定員数:	ユニット 名 ※必須
(ふりがな) 管理者名	開設年月日	西暦 年 月 日	
グループホーム 住所	〒		
TEL / FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入ください			

(ふりがな) グループホーム名			
介護保険事業者番号	※必須 9桁 or10桁	ユニット数: 定員数:	ユニット 名 ※必須
(ふりがな) 管理者名	開設年月日	西暦 年 月 日	
グループホーム 住所	〒		
TEL / FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入ください			

※グループホームが4つ以上の場合は本紙をコピーしてご記入下さい。

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8 階
 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
 ◆TEL:03-5366-2157 ◆FAX:03-5366-2158

入会申込書（準会員）

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

印

私は貴協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

会費(年) ()準会員(団体会員):30,000円(※1) いずれかに○を入れて下さい。
()準会員(個人会員):10,000円(※2)

※枠内の部分についてご記入下さい。

※重要なご案内をお送りいたしますので E-mail 含めて必ずご記入くださいますようお願い致します。

団体会員	(ふりがな) 団体名		
(ふりがな) 代表者名		(ふりがな) 担当者名	
住所	〒		
電話・FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入 ください			
GH 開設予定日	平成	年	月 日 ※必ずご記入下さい。
備考			
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 上記記載住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 ※いずれかに✓をいれてください		
請求書 送付先情報	送付先名:		ご担当者:
	送付先住所: 〒		TEL: FAX:

個人会員	(ふりがな) 氏名		
住所	〒		
電話・FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入 ください			
GH 開設予定日	平成	年	月 日 ※必ずご記入下さい。
備考			
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 上記記載住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 ※いずれかに✓をいれてください		
請求書 送付先情報	送付先名:		ご担当者:
	送付先住所: 〒		TEL: FAX:

※1 団体会員とは正会員(認知症対応型共同生活介護事業者)以外の団体・法人が対象です。

※2 年次途中でグループホームが開所となった場合、会員区分の変更が必要(準会員→正会員)となりますので変更手続きを行ってください。

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8階

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 TEL:03-5366-2157 / FAX:03-5366-2158

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

入会申込書(賛助会員)

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)

法人・団体名

(ふりがな)

代表者・氏名

印

私は貴協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

会費(年)	□
-------	---

※一口 10,000円

団体会員三口以上 個人会員一口以上

※枠内の部分についてご記入下さい。

※重要なご案内をお送りいたしますので E-mail 含めて必ずご記入くださいますようお願い致します。

団体会員	(ふりがな) 団体名		
(ふりがな) 代表者名		(ふりがな) 担当者名	
住所	〒		
電話・FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入下さい			
備考			
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 上記記載住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 ※いずれかに✓をいれてください		
請求書 送付先情報	送付先名:		ご担当者:
	送付先住所: 〒		TEL: FAX:

個人会員	(ふりがな) 氏名		
住所	〒		
電話・FAX	TEL:	FAX:	
E-Mail ※必ずご記入下さい			
備考			
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 上記記載住所 <input type="checkbox"/> 別途指定 ※いずれかに✓をいれてください		
請求書 送付先情報	送付先名:		ご担当者:
	送付先住所: 〒		TEL: FAX:

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8 階

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 TEL:03-5366-2157/FAX:03-5366-2158

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

変更届(正会員)

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)

法人・団体名

(ふりがな)

代表者・氏名

下記の通り変更があったので、届け出ます。

※枠内の部分についてご記入下さい。

	変 更 前	変 更 後
(ふりがな) グループホーム名		
ユニット数・定員数	ユニット 名	ユニット 名
(ふりがな) 管理者名		
グループホーム 住所	〒	〒
グループホーム TEL・FAX	TEL	TEL
	FAX	FAX
E-Mail		
請求書送付先 (○で囲んでください)	上記記載住所 別途指定	上記記載住所 別途指定
送付先 情報	〒	〒

法人種別		
(ふりがな) 法人名		
(ふりがな) 代表者氏名		
事業主体住所	〒	〒
事業主体住所 TEL・FAX	TEL	TEL
	FAX	FAX
(ふりがな) 担当者氏名		
E-Mail		
備考		

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8 階

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

◆TEL:03-5366-2157 ◆FAX:03-5366-2158

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
変更届(賛助会員)

令和 年 月 日

公益社団法人
 日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)
 法人・団体名

(ふりがな)
 代表者・氏名

下記の通り変更があったので、届け出ます。

※枠内の部分についてご記入下さい。

	変 更 前	変 更 後
(ふりがな) 名称(会員名)		
会員区分 (○で囲んでください)	団体 個人	団体 個人
(ふりがな) 代表者氏名		
(ふりがな) 担当者氏名		
住 所	〒	〒
TEL		
FAX		
E-Mail		
請求書送付先 (○で囲んでください)	上記記載住所 別途指定	上記記載住所 別途指定
送付先 情報	〒	〒
備考		

変更届(準会員)

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(フリガナ)
法人・団体名

(フリガナ)
代表者・氏名

下記の通り変更があったので、届け出ます。

※枠内の部分についてご記入下さい。

	変 更 前	変 更 後
(フリガナ) 名称(会員名)		
会員区分 (○で囲んでください)	団体 個人	団体 個人
(フリガナ) 代表者氏名		
(フリガナ) 担当者氏名		
住 所	〒	〒
TEL		
FAX		
E-Mail		
請求書送付先 (○で囲んでください)	上記記載住所 別途指定	上記記載住所 別途指定
送付先 情報	〒	〒
備考		

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

会員退会届

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会 会長 殿

(ふりがな)

法人・団体名

(ふりがな)

代表者・氏名

印

私は、 正会員 ・準会員 (団体) ・賛助会員 ですが、
年 月 日付で退会いたします。 [※○を付けて下さい。]

※枠内の部分についてご記入下さい。

(ふりがな) 会 員 名	
会員登録番号	
(ふりがな) ご担当者名	
連絡先住所	〒
連絡先 TEL・FAX	TEL
	FAX
備 考	退会理由(退会理由をお聞かせください。) <input type="checkbox"/> 事業所の廃止・譲渡のため <input type="checkbox"/> 経済的理由のため <input type="checkbox"/> 会員の特典・サービス等に不満があるため <input type="checkbox"/> その他 []

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3 四谷オーキッドビル 8 階

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

◆TEL:03-5366-2157 ◆FAX:03-5366-2158